

令和 7 年 9 月 12 日

令和 7 年広島県議会 9 月定例会議案（その 2）

広島県

令和七年広島県議会九月定例会議案目次（その二）

県第七十一号	広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例	一
県第七十二号	広島県手話言語条例	六
県第七十三号	広島県手数料条例の一部を改正する条例	九
県第七十四号	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例	一三
県第七十五号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	二六
県第七十六号	警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例	二九
県第七十七号	工事請負契約の変更について	三一
県第七十八号	工事請負契約の変更について	二三
県第七十九号	工事請負契約の変更について	二五

県第七十一号議案

広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例案を次のように提出する。

令和七年九月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例案

広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例

全ての県民が等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、人間として平等に生きていくことのできる真に豊かな社会の実現は、広島県の目指す姿である。

そのためには、障害の有無にかかわらず、必要とする情報を十分に取得し、取得した情報を基に意思の決定及び意見の表明を行うこと並びに円滑に意思疎通が図られることは必要不可欠であり、尊重されるべき権利である。また、障害者が必要な意思疎通手段を自らの意思で選択することにより、社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加し、健全な生活を維持していくことが、重要である。

私たちは、このような認識に立ち、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通手段が十分に確保されるための環境整備や、県民の障害に対する理解の促進について定めることで、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって障害の有無にかかわらず、県民が共生する暮らしやすい社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

二 意思疎通手段 言語（手話言語及び文字言語を含む。）、文字の表示、点字、触手話、手書き文字、指点字、拡大文字、筆談、要約筆記、代筆、代読、音声出力装置、

視線入力装置、平易な言葉、朗読、イラスト等を使った表示、コミュニケーションボード、ジェスチャー、一つずつ順序立てた説明、簡潔で直接的な表現、チェックリストの活用その他の障害者が意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段をいう。

三 意思疎通支援者 障害者が必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図るため、障害者とその他の者の間における意思疎通の支援を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策は、県民が人格と個性を尊重し合い、かつ、相互理解を深めるために、障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず、等しく必要とする情報を十分に取得し、及び利用することができるとともに、障害の特性に応じた意思疎通手段を使用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、推進されなければならない。

2 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る支援は、県、県民、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の適切な役割分担による協働により、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、障害の有無にかかわらず、基本理念にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の必要性についての理解を深めるとともに、障害の特性に応じた必要な配慮を行うよう努めるものとする。

2 障害者は、基本理念の実現のため、現に情報を取得及び利用し、並びに意思疎通手段を使用する者の視点から、県が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に対して、要望及び意見を積極的に表明するよう努めるものとする。

(意思疎通支援者及び関係団体の役割)

第六条 意思疎通支援者及び関係団体は、基本理念にのっとり、他の意思疎通支援者及び関係団体と相互に連携して、障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通手段について県民の理解の促進に努めるほか、県が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力し、障害者の意思疎通を積極的に支援するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、障害者が必要とする情報を十分に

取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう必要な配慮を行うとともに、県が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力するよう努めるものとする。

（推進体制）

第八条 県は、施策の進捗状況を評価するとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、県、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備するものとする。

（計画及び施策の策定）

第九条 県は、前条の推進体制により、障害者基本法第十一条第二項の規定により策定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進のために必要な事項及び具体的かつ実効性のある目標を定めるものとする。

（意思疎通支援者の養成等）

第十条 県は、第三条第二項に規定する障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者が必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（啓発及び学ぶ機会の確保）

第十一条 県は、障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通手段について県民の関心及び理解を深めることができるよう、これらを啓発するとともに、学ぶ機会の確保に必要な取組を行うものとする。

（県政の情報の発信）

第十二条 県は、県政に関する情報について、障害の特性に応じた意思疎通手段による発信ができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（災害時等の情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の確保）

第十三条 県は、過去に発生した災害の教訓及び障害者を取り巻く防災課題を踏まえ、災害その他非常の事態において、障害者が障害の特性に応じて情報を取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（情報通信機器等の利用方法の習得等）

第十四条 県は、障害者及び意思疎通支援者が障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通に資する情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務の利用方法を習得することができるよう、講習会の実施、相談への対応その他の必要な取組を講ずるものとする。

（市町との連携）

第十五条 県は、地域の実情に応じて、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通

に係る取組が促進されるよう、市町との緊密な連携を図るとともに、市町に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

（学校に対する環境の整備への支援）

第十六条 県は、日常的に意思疎通手段を必要とする者に対する教育環境の整備のための取組が促進されるよう、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者と連携を図りながら、学校に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

（事業者に対する環境の整備への支援）

第十七条 県は、障害者が勤務又は勤務を予定する事業者に対し、当該障害者が障害の特性に応じて情報を取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができる環境の整備が促進されるよう、情報の提供、相談及び技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

（財政上の措置）

第十八条 県は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和七年十一月一日から施行する。

(提案理由)

障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通手段が十分に確保されるための環境整備や、県民の障害に対する理解の促進について定めるため、この条例案を提出する。

県第七十二号議案

広島県手話言語条例案を次のように提出する。

令和七年九月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県手話言語条例案 広島県手話言語条例

手話言語は、手の形、位置及び動き並びに顔の表情を活用して視覚的に表現する、音声言語とは異なる独自の体系を有する言語である。

我が国の手話言語は、過去からろう者の生きる権利としてろう者等の間で大切に受け継がれ発展してきたが、明治十三年にイタリアのミラノで開催された第二回国際ろう教育会議において、口話法で教えることの決議がなされ、手話は否定された。

我が国においても、ろう教育では読唇及び発声の訓練を中心とした口話法で進める訓示が昭和八年に文部大臣からなされて以来、手話の使用が禁止され、広島県においても、地域社会で手話と手話を使うろう者は偏見を持たれたり、不当な扱いを受けたりするなど苦難が続き、ろう者の尊厳が損なわれていた。また、広島県は、昭和二十年の被爆により、大きな被害を受けたが、ろう者等は、その経験を手話で語り継ぎ、手話を大切に受け継いできた。

その後、障害者の権利に関する条約（平成二十六年条約第一号）において、言語は音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうとされ、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）においても、言語には手話が含まれることが明記されているが、今なお手話言語が言語であることに對する理解が十分であるとはいえない。

手話に関する施策の推進に関する法律（令和七年法律第七十八号）において、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策（以下「手話に関する施策」という。）に関し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項について定められたところである。

そのため、私たちは、手話言語が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であることについての理解及び手話の習得の促進を図るとともに、手話に関する施策を推進し、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格及び個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、手話言語が言語であるという認識の下、手話言語の認識の普及及び手話の習得の機会の確保に関し必要な事項を定めることにより、手話言語を必要とする

者及び手話言語を必要とする者と共に生活し、学び、又は働く者の手話の習得を促進し、もって県民がより多くの機会で見話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 手話言語に対する理解の促進及び手話の普及は、手話言語が独自の文法を持つ一つの言語であり、長年にわたりろう者等の間で受け継がれてきた文化的所産であるという認識の下、県民が相互に人格及び個性を尊重し合いながら、手話言語を必要とする者の手話の使用及び習得の機会の確保を図られるよう推進されなければならない。

（手話言語の認識）

第三条 県は、県民に対し、手話言語が言語として認識されるよう必要な啓発を行うものとする。

2 県は、手話言語に関する文化の保存、継承及び発展を図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 県民は、手話言語を言語として認識し、手話を使う権利を尊重するよう努めるものとする。

（手話の習得の機会の確保）

第四条 県は、市町、障害者、関係団体等と協力して、手話言語を必要とする者が乳幼児期からその家族と共に手話を習得できる機会の確保を講ずるものとする。

（学校に対する手話の習得の機会の確保への支援）

第五条 県は、手話言語を必要とする者が在学する学校に対し、手話言語を必要とする者等が手話を習得できる機会の確保を図るための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

（事業者に対する手話の習得の機会の確保への支援）

第六条 県は、手話言語を必要とする者が勤務又は勤務を予定する事業者に対し、手話言語を必要とする者及び手話言語を必要とする者と共に働く者が手話を習得できる機会の確保を図るための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

（推進体制）

第七条 県は、施策の進捗状況を評価するとともに、手話言語の認識の普及及び手話の習得の機会の確保に関する施策を総合的に推進するため、県、市町、障害者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第八条 県は、手話言語の認識の普及及び手話の習得の機会の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和七年十一月一日から施行する。

(提案理由)

県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格及び個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、手話言語の認識の普及及び手話の習得の機会の確保に必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。

県第七十三号議案

広島県手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年九月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県手数料条例の一部を改正する条例案
広島県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）		別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
マンシ ョンの 管理の 適正化 の推進 に関する 法律 （平成 十二年 法律第 百四十 九号。 以下こ の項に おいて 「法」 という。）	法第五條の十二第一 項の規定による管理 計画の認定の申請に 対する審査	管理計画認定 申請手数料	一 長期修繕計 画の数が一で ある場合二 九、六〇〇円 （当該計画が 法第五條の十 四各号の基準 （同条第四号 のうち法第三 條の二第二項 第四号に規定 する都道府県 等マンシ ョン管理適 正化推進セ ンターの確認 （以下「事前確 認」という。） を受けた場 合にあっては、 五、二〇〇円 ）	マンシ ョンの 管理の 適正化 の推進 に関する 法律 （平成 十二年 法律第 百四十 九号。 以下こ の項に おいて 「法」 という。）	法第五條の三第一項 の規定による管理計 画の認定の申請に 対する審査	管理計画認定 申請手数料	一 長期修繕計 画の数が一で ある場合二 九、六〇〇円 （当該計画が 法第五條の四 各号の基準（ 同条第四号の うち法第三條 の二第二項第 四号に規定す る都道府県等 マンシ ョン管理適 正化推進セ ンターの確認（以 下「事前確認 」という。） を受けた場合 にあっては、 五、二〇〇円 ）
法第五條の十六第一 項の規定による管理 計画の更新認定の申 請に対する審査	（略）	（略）	（略）	法第五條の六第一項 の規定による管理計 画の更新認定の申請 に対する審査	（略）	（略）	（略）
法第五條の十七第一 項の規定による管理 計画の変更認定の申 請に対する審査	（略）	（略）	（略）	法第五條の七第一項 の規定による管理計 画の変更認定の申請 に対する審査	（略）	（略）	（略）

第二条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

別表（第二条関係）				別表（第二条関係）			
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
政治資金規正法（昭和三十九年法律第九十四号）以下この項において「法」という。	法第十九条の十六第六項の規定による少額領収書等の写しの交付	少額領収書等の写しの交付手数料	一（略） 二 スキヤナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径一二〇ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生する）	政治資金規正法（昭和三十九年法律第九十四号）以下この項において「法」という。	法第十九条の十六第六項の規定による少額領収書等の写しの交付	少額領収書等の写しの交付手数料	一（略） 二 スキヤナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径一二〇ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生する）

おいて 「法」 という。	
てきた電磁 的記録を光デ イスクに複写 したもの 光デイスク 一枚につき一 〇〇円に支部 報告書等の写 し一枚ごとに 一〇円を加え た額	

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号） 附則第一条第二号に規定する政令で定める日

二 第二条の規定 令和八年一月一日

(提案理由)

政党助成法の一部改正に伴う支部報告書等の写しの交付手数料の新設など、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第七十四号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年九月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
の一部を改正する条例案
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条（略）	事務	第二条（略）	事務
三の二 削除	市町	三の二 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号。以下この号において「法」という。） 理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号。以下この号において「政令」という。） 理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号。以下この号において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第十条第二項の規定による理容師業務の停止命令 (2) 法第十一条第一項の規定による理容所の開設の届出の受付 (3) 法第十一条第二項の規定による理容所の開設届出事項の変更及び廃止の届出の受付 (4) 法第十一条の二の規定による理容所の構造設備の検査及び確認 (5) 法第十一条の三第二項の規定による理容所開設者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図る	竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町

[illegible]

(11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	四の四 興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号。以下この号において「法」という。）、興行場法施行条例（昭和五十九年広島県条例第十八号。以下この号において「条例」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第二条第一項の規定による興行場の営業の許可 (2) 法第二条第二項ただし書の規定による興行場の営業の許可を与えない場合のその旨の通知 (3) 法第二条の二第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第六条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。） (4) 法第五条第一項の規定による報告の徴取及び立入検査 (5) 法第六条の規定による許可の取消し及び営業の停止命令 (6) 条例第四条の規定による基準の適用の緩和又は基準を適用しないことの決定 (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	四の五 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下この号において「法」という。）、旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下この号において「省令」という。）、旅館業法施行条例（昭和二十三年広島県条例第百四号。以下この号において「条例」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第三条第一項の規定による旅館業の営業の許可
竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市、安芸高田市、江田島市、北広島市、大崎上島町、世羅町及び神石高原町	竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市、安芸高田市、江田島市、北広島市、大崎上島町、世羅町及び神石高原町	

(2) 法第三条第四項（第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見の徴取 (3) 法第三条第五項（第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えない場合のその旨の通知 (4) 法第三条の二第一項の規定による譲渡及び譲受けの承認（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による業務の状況の調査を含む。） (5) 法第三条の三第一項の規定による営業者たる法人の合併又は分割の承認 (6) 法第三条の四第一項の規定による営業者の相続の承認 (7) 法第七条第一項の規定による報告の徴取及び立入検査 (8) 法第七条の二の規定による構造設備基準に適合させるための措置命令 (9) 法第八条の規定による営業の許可の取消し及び営業の停止命令 (10) 法第八条の二の規定による国立大学の学長等からの意見の受付 (11) 省令第四条の規定による申請書記載事項（営業の種別を除く。）の変更の届出又は営業の停止若しくは廃止の届出の受付 (12) 条例第七条の規定による条例第六条の規定の適用のしんしゃく (13) (1)から(12)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	四の六 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下この号において「法」という。） 公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下この号において「省令」という。） （公衆浴場法施行条例（昭和二十五年広島県条例第四十五号。竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市、安芸高田市、江田島市、北広島市、大崎上島町、世羅町及び神石高

	九の四 削除
以下この号において「条例」という。及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第二条第一項の規定による公衆浴場の営業の許可 (2) 法第二条第二項ただし書の規定による公衆浴場の営業許可を与えない場合の通知 (3) 法第二条第四項の規定による許可の条件の付加 (4) 法第二条の二第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。） (5) 法第四条ただし書の規定による療養のために利用される公衆浴場の許可 (6) 法第六条第一項の規定による報告の徴取及び立入検査 (7) 法第七条第一項の規定による許可の取消し及び停止命令 (8) 省令第四条の規定による申請書等の記載事項の変更の届出又は営業の停止若しくは廃止の届出の受付 (9) 条例第三条ただし書の規定による距離のしんしゃく (10) 条例第六条の規定による条例第四条の規定の適用のしんしゃく (11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの 九の四 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号。以下この号において「法」という。） 、クリーニング業法に基づく必要な措置に関する条例（平成十四年広島県条例第四十五号。以下この号において「条例」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第五条第一項の規定によるクリーニング所の開設の届出の受付 (2) 法第五条第二項の規定によ	原町 竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町

るクリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをする営業者の届出 (3) 法第五条第三項の規定による届出事項の変更又は廃止の届出の受付 (4) 法第五条の二の規定によるクリーニング所の構造設備の検査及び確認 (5) 法第五条の三第二項の規定による営業者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。） (6) 法第九条の規定による業務の停止命令 (7) 法第十条第一項の規定による立入検査 (8) 法第十条の二の規定による措置命令 (9) 法第十一条の規定による営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用の車両の営業のための使用の停止の命令 (10) 条例第二条第一項第十四号の規定による業務従事者が結核又は感染性の皮膚疾患にかかった場合における営業者からの届出の受付 (11) 条例第二条第一項第十五号の規定による業務従事者に結核又は感染性の皮膚疾患の健康診断を受けさせるべき旨の指示 (12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	十四の二の二 美容師法（昭和三十三年法律第六十三号。以下この号において「法」という。） （美容師法施行令（昭和三十三年政令第二百七十七号。以下この号において「政令」という。） （美容師法施行規則（平成十一年厚生省令第七号。以下この号において「省令」という。）及 び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの 竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市、安芸高田市、江田島市、北広島市、大崎上島町、世羅町及び神石高原町

(1) 法第十条第二項の規定による美容師業務の停止命令 (2) 法第十一条第一項の規定による美容所の開設の届出の受付 (3) 法第十一条第二項の規定による美容所の開設届出事項の変更又は廃止の届出の受付 (4) 法第十二条の規定による美容所の構造設備の検査及び確認 (5) 法第十二条の二第二項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出の受付（生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第九条第二項の規定による業務の状況の調査を含む。） (6) 法第十四条第一項の規定による立入検査 (7) 法第十五条第一項及び第二項の規定による美容所の閉鎖命令 (8) 政令第五条の規定による業務停止に関する通知 (9) 省令第七条第三項の規定により提出された免許証又は免許証明書の受領 (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	十四の三 水道法（昭和三十二年法律第七十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) の 法第三十二条の規定による専用水道の施設基準適合の確認 (2) 法第三十三条第三項の規定による専用水道の確認申請書の記載事項の変更の届出の受付 (3) 法第三十三条第五項の規定による専用水道の申請者への通知 (4) 法第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項の規定による専用水道の給水開始の届出の受付 (5) 法第三十四条第一項において

北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町

			二十 (略)		
			広島市、呉市及び 福山市		
二十一の二の二 削除	(4)・ (5) (略)	(1)・ (3) (略)			
			二十 (略)	十四の四 削除	て準用する法第二十四条の三 第二項の規定による専用水道 に係る業務委託をしたとき又 は委託に係る契約が効力を失 ったときの届出の受付 (6) 法第三十六条第一項の規定 による専用水道の改善の指示 (7) 法第三十六条第二項の規定 による専用水道の水道技術管 理者の変更の勧告 (8) 法第三十六条第三項の規定 による簡易専用水道の管理に 関する必要な措置の指示 (9) 法第三十七条の規定による 専用水道又は簡易専用水道に 係る給水停止命令 (10) 法第三十九条第二項の規定 による専用水道に係る報告の 徴取及び立入検査 (11) 法第三十九条第三項の規定 による簡易専用水道に係る報 告の徴取及び立入検査
二十一の二の二 有害物質を含有 する家庭用品の規制に関する法 律（昭和四十八年法律第百十二 号。以下この号において「法」 という。）に基づく事務のうち、 次に掲げるもの	(11)・ (12) (略)	(9) 法第十三条第二項の規定に よる説明又は資料提出の要求 法第十三条第三項ただし書 の規定による通知及び勧告	(1) 法第五十一条第一項の規定に よる報告の徴取、立入検査及 び質問 (2) 法第十二条の規定による特 定建築物の改善命令等 (3) 法第十三条第二項の規定に よる説明又は資料提出の要求 法第十三条第三項ただし書 の規定による通知及び勧告 (4) 法第三十一条第一項の規定に よる報告の徴取、立入検査及 び質問 (5) 法第三十二条の規定による特 定建築物の改善命令等 (6) 法第三十三条第二項の規定に よる説明又は資料提出の要求 法第三十三条第三項ただし書 の規定による通知及び勧告 (7) 法第三十三条第三項ただし書 の規定による通知及び勧告 (8) 法第三十三条第三項ただし書 の規定による通知及び勧告 (9) 法第三十三条第三項ただし書 の規定による通知及び勧告 (10) 法第三十三条第三項ただし書 の規定による通知及び勧告 (11) 法第三十三条第三項ただし書 の規定による通知及び勧告 (12) 法第三十三条第三項ただし書 の規定による通知及び勧告		広島市、三原市、尾 道市、福山市、府 中市、三次市、庄 原市、東広島市、 廿日市市、安芸高 田市、江田島市、 北広島市、大崎上 島町、世羅町及び 島町、世羅町及び 島町

三十五 本表中の権限のうち、次に掲げるものに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による聴聞及び弁明の機会の付与
 第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、
 第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、
 第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、
 (52)、(54)、(55)及び(63)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、
 (50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、
 (34)、(38)、(39)（勧告を除く。）、
 (40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、
 (51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(5)から(7)まで及び(14)、第十六号の二の二(20)から(22)まで、(31)、
 (48)から(50)まで及び(59)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、
 (15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、
 (37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、
 (67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、
 (87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(2)、第二十号の二(14)、(15)、
 (19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、
 第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、

（略）

三十五 本表中の権限のうち、次に掲げるものに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による聴聞及び弁明の機会の付与
 第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、
 第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、
 第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、
 (16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(63)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、
 (36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、
 (13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、
 (34)、(38)、(39)（勧告を除く。）、
 (40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、
 (51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(11)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、
 (7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(5)から(7)まで及び(14)、第十六号の二の二(20)から(22)まで、(31)、(48)から(50)まで及び(59)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、
 (25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、
 (9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、
 (10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、
 (32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、
 第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、

（略）

る回収命令その他被害発生防止の措置命令
 (2) 法第六条第二項の規定による回収命令その他被害拡大防止の応急措置命令
 (3) 法第七条第一項の規定による報告の徴取、立入検査、質問及び収去

神石高原町

(35)、(36)（勧告を除く。）、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十号の四(7)、(13)及び(16)、第二十号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)及び(95)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)		(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勧告を除く。）、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)及び(95)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)	
第三条 (略)	事務	第三条 (略)	市町
第三条 (略)	市町	(大気汚染防止法関係) 十八の三 大気汚染防止法（以下この号において「法」という。） （に基づく事務のうち、次に掲げるもの） (1) 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一 条（第十七条の十三第二項、 第十八条の十三第二項及び第 十八条の三十六第二項におい て準用する場合を含む。）、 第十二条第三項（第十七条の 十三第二項、第十八条の十三 第二項及び第十八条の三十六 第二項において準用する場合 を含む。）、第十七条の五第 一項、第十七条の六第一項、 第十七条の七第一項、第十八 条第一項及び第三項、第十八 条の二第一項、第十八条の六 第一項及び第三項、第十八条 の七第一項、第十八条の二十 八第一項、第十八条の二十九 第一項並びに第十八条の三十 第一項の規定による届出の受 付 (2) 法第十条第二項（第十七条 の十三第一項、第十八条の十 三第一項及び第十八条の三十 六第一項において準用する場 合を含む。）の規定による実	竹原市、三原市、 尾道市、府中市、 大竹市、廿日市市、 安芸高田市、江田 島市、安芸太田町、 北広島市、世羅町 及び神石高原町

二十二の二 削除			(瀨戸内海環境保全特別措置法 関係) 二十二の四 (略) (1)・(2) (略)				
二十五の二 削除			(ダイオキシン類対策特別措置 法関係) 二十五の二 ダイオキシン類対策 特別措置法(以下この号におい て「法」という。)に基づく事 務のうち、次に掲げるもの (1) 法第十二条第一項、第十三 条第一項及び第二項、第十四 条第一項、第十八条並びに第 十九条第三項の規定による届 出の受付 (2) 法第十七条第二項の規定に よる実施の制限期間の短縮 (3) 法第二十三条第二項の規定 による事故時における通報の 受付	竹原市、三原市、 尾道市、府中市、 大竹市、廿日市市、 安芸高田市、江田 島市、安芸太田町、 北広島町、世羅町 及び神石高原町	竹原市、三原市、 尾道市、府中市、 大竹市、廿日市市、 安芸高田市、江田 島市、安芸太田町、 北広島町、世羅町 及び神石高原町	竹原市、三原市、 尾道市、府中市、 大竹市、廿日市市、 安芸高田市、江田 島市、安芸太田町、 北広島町、世羅町 及び神石高原町	竹原市、三原市、 尾道市、府中市、 大竹市、廿日市市、 安芸高田市、江田 島市、安芸太田町、 北広島町、世羅町 及び神石高原町

	(広島県生活環境の保全等に関する条例関係) 二十九の二 広島県生活環境の保全等に関する条例（以下この号において「条例」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの (1) 条例第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第十三条（第二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第三項（第二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項及び第三項、第二十条第一項、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第三十条並びに第三十一条第三項の規定による届出の受付 (2) 条例第十二条第二項及び第二十九条第二項の規定による実施の制限期間の短縮 (3) 条例第九十一条第二項及び第九十二条第二項の規定による報告の受付	竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の定めるところにより市町長が行った処分その他の行為又は市町長に対してなされた届出その他の行為であつて、この条例による改正後の広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後は知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、施行日以後は、知事が行った処分その他の行為又は知事に対してなされた届出その他の行為とみなす。

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を削除するなどのため、この条例案を提出する。

県第七十五号議案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年九月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定に基づき、地域活動支援センター（法第五条第二十八項に規定する施設をいい、以下「センター」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	(趣旨) 第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定に基づき、地域活動支援センター（法第五条第二十五項に規定する施設をいい、以下「センター」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)(第八十条第一項の規定に基づき、福祉ホーム(法第五条第二十九項に規定する施設をいう。以下同じ。))の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	(趣旨) 第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)(第八十条第一項の規定に基づき、福祉ホーム(法第五条第二十六項に規定する施設をいう。以下同じ。))の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行うため、この条例案を提出する。

県第七十六号議案

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和七年九月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例案

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和二十九年広島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(支給品目等) 第二条 (略) 2 (略) 3 警察官に任命後初めて第一項の被服を支給する場合には、同項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服スボンについては二着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては三着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては二個とする。 4 (略)	(支給品目等) 第二条 (略) 2 (略) 3 警察官に任命後初めて第一項の被服を支給する場合には、同項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服スボン又は夏服スカートについては二着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては三着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては二個とする。 4 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

警察法施行令の一部が改正されたことに伴い、警察官に支給する支給品の品目から夏服スカートを削るため、この条例案を提出する。

県第七十七号議案

工事請負契約の変更について

令和六年県第三十五号議案により契約を締結することについて議決を得た福山沼隈線道路改良工事（R五―七工区）の請負契約の請負金額及び工期を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和七年九月十二日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
一・二 請負金額	円 一、八〇五、五四〇、〇〇〇	一・二 請負金額	円 一、七八七、二八〇、〇〇〇
四 （略）		四 （略）	
五 工 期	議決の日の翌日から 令和八年五月二十九日まで	五 工 期	議決の日の翌日から 令和七年十一月二十八日まで

(提案理由)

令和六年県第三十五号議案により契約を締結することについて議決を得た福山沼隈線道路改良工事（R五―七工区）の請負契約については、労務単価の変動に伴う設計変更や関連する工事に遅延が生じた影響により、請負金額及び工期を変更する必要があるため、県議会の議決を求める。

県第七十八号議案

工事請負契約の変更について

令和六年県第五十八号議案により契約を締結することについて議決を得た福山沼隈線道路改良工事（R六一工区）の請負契約の請負金額及び工期を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和七年九月十二日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
一・二 三 請負金額 四 (略) 五 工 期	九九四、八二三、五〇〇円 議決の日の翌日から 令和八年七月三十一日まで	一・二 三 請負金額 四 (略) 五 工 期	九六八、〇〇〇、〇〇〇円 議決の日の翌日から 令和七年十二月十日まで

(提案理由)

令和六年県第五十八号議案により契約を締結することについて議決を得た福山沼隈線道路改良工事（R六―一工区）の請負契約については、関連する工事に遅延が生じた影響等により、請負金額及び工期を変更する必要が生じたので、県議会の議決を求める。

県第七十九号議案

工事請負契約の変更について

令和七年県第三十七号議案により契約を締結することについて議決を得た県営鯉港住宅
一期新築その他工事の請負契約の請負金額及び工期を次のように変更することについて、
県議会の議決を求める。

令和七年九月十二日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように
変更する。

変 更 後		変 更 前	
一・二 （略） 三 請負金額	円 一、五二〇、三二一、一〇〇	一・二 （略） 三 請負金額	円 一、四六八、五〇〇、〇〇〇
四 （略） 五 工 期	議決の日の翌日から 令和八年十二月七日まで	四 （略） 五 工 期	議決の日の翌日から 令和八年九月三十日まで

(提案理由)

令和七年県第三十七号議案により契約を締結することについて議決を得た県営鯉港住宅
一期新築その他工事の請負契約については、地中障害物の判明に伴う撤去費用の追加や工
法の変更により、請負金額及び工期を変更する必要があるため、県議会の議決を求める。